

令和8年度
テストベッド実証支援事業委託業務

企画提案仕様書

令和8年2月

沖縄県商工労働部 IT イノベーション推進課

令和8年度テストベッド実証支援事業委託業務仕様書

1 委託業務名 令和8年度テストベッド実証支援事業委託業務

2 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の目的

革新的なデジタル技術・サービスを持つ県内外の企業等による県内での実証実験等の実施に関する支援を行い、イノベーションの創出につなげ、社会課題の解決等を図ることを目的とする。

4 委託業務の内容

(1) テストベッド実証支援補助事業に関すること

県内での革新的なデジタル技術・サービスの実証実験を実施する県内外の企業等を支援するため、「テストベッド実証支援補助金」に関する以下の業務を実施する。

① 支援対象者の公募・発掘

ア 事業の目的や内容が明確に伝わるよう、沖縄県と協議のうえ、補助事業者の公募に係る一式書類（応募要領、応募様式、審査基準、審査要領等）を作成し、広く公募するとともに、事業が広く活用されるよう、公募説明会を1回以上開催すること。なお、公募にあたっては「実証実験サポート事業（※）」で設置する相談窓口と密に連携し、本事業への応募案内を積極的に行うこと。

また、県内外の経済団体やインキュベーション施設などの関係機関への協力依頼を行い、公募開始の告知用チラシ等の作成・配布や、新聞等への広告掲載、WebサイトやSNSの活用など、説明会の集客や応募者の発掘に繋がる広報活動に努めること。

※ 沖縄県商工労働部企業立地推進課の所管事業。沖縄県内における実証実験プロジェクトを全国から募集する実証実験支援相談窓口の設置や実証実験事例の紹介等によるプロモーション等を実施。

イ 受託者は、本事業に対する全般的な問い合わせ、応募を検討する事業者からの照会や事前相談（1回以上の相談実施を応募の必須要件とする。）について対応する。

事前相談の際には、事業計画（事業の内容、事業の実施方法、事業の実施行程、事業工程、事業の効果及び事業に要する経費等）のブラッシュアップについて支援を行うこと。

ウ 本事業補助金の応募は、県内外企業等を対象とするが、県外の企業等においては、コンソーシアム（構成員に県内企業等を1社以上含むこと）を要件とする。

受託者は、本事業補助金への応募を検討する県外の企業等から事前相談を受けた場合は、県内企業等とのマッチングを支援すること。

エ 受託者は、本事業補助金への応募事業者から提出される応募書類について、受付期限内に事務局都合による遅滞なく受領し、受付締め切り後は速やかに申込状況等を沖縄県へ報告する。

オ 受託者は、応募書類の信憑性や正確性の確認、応募プロジェクトが本事業の趣旨に合致し

ているものか、また、応募事業者が応募プロジェクトを円滑に遂行するための必要な経営基盤を有し、資金等について、十分な管理能力を有しているか等の確認を十分に行うこと。

② テストベッド実証評価検討委員会の設置・運営

補助事業者の候補となる補助対象候補者の選定や活動結果の評価・検証等を行うため、「テストベッド実証評価検討委員会」を設置・運営し、補助対象候補者を5者程度選定すること。

(委員選定、就任手続き、委員との調整、委員への事前レク、応募者との事前調整、会場手配、委員会進行等の当日対応、資料作成、議事録作成、委員への謝金支払い、結果とりまとめ・報告等の委員会運営に関する一切の業務を行う。)

③ 伴走支援の実施

補助事業者(補助対象候補者のうち、県から補助金交付決定を受けた者)に対し、実証実験に関する経験・知見を有する専門家等によるメンタリングや技術的助言等の支援を行うこと。

また、「沖縄実証実験支援プラットフォーム(※)」と密に連携し、フィールド提供やモニターの確保、広報活動などの支援も実施すること。

※沖縄総合事務局、沖縄県、市町村、企業等の連携により、事業者が沖縄県内で実施する実証実験を総合的に支援するプラットフォーム。

④ 対象者の事業管理

県が別に定める「テストベッド実証支援事業補助金交付要綱」や関係法令等に従って支援対象者が補助金を適正に執行できるよう、次のとおり事業管理を実施する。

ア 補助金交付申請書及び事業計画書の受付、内容確認並びに補正の助言

イ 補助金事務処理要領等による、手続き等の事前説明の徹底

ウ 支援対象者の事業の遂行状況の確認及び助言

エ 実績報告書その他事業の成果に関する書類の受付、内容確認及び補正の助言

オ 補助金の適正執行に関する指導・監査

カ その他補助事業管理のため必要な事項

⑤ 成果報告会の開催

採択事業の成果報告会を開催する。

(採択事業者調整等の事前準備、委員との調整、会場準備、報告会進行等の当日対応、資料作成、議事録作成、委員への謝金支払い等の一切を対応する。)

⑥ 過年度補助事業者のフォローアップ

令和6年度から令和7年度までの過年度補助事業者に対して訪問等を行い活用状況、展開状況等に関する追跡調査を行うこと。

また、事業成果報告書(補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後3年間)の書類の受付、内容確認及び補正の助言等も実施すること。

(2) 沖縄実証実験支援プラットフォームや実証実験サポート事業の連携について

沖縄実証実験支援プラットフォームや実証実験サポート事業とは(1)に示した内容以外でも積極的に連携し、事業効果の最大化に努めること。

(3) 実施体制

委託業務を効果的、効率的に実施できる事務局の体制を構築すること。その際、以下の内容を履行すること。

- ① 委託業務全体を掌理できる者1名を配置すること。
- ② 委託業務の進捗状況報告及び事業方針の確認・決定のため、月1回以上、沖縄県庁において取組全般に係る定例会を開催すること。

5 委託業務の目標

本委託業務における目標は、新たな実証実験の実施5件とする。
受託者においてはこの目標達成に向けて取り組むこと。

6 成果物

- (1) 実施報告書の電子ファイル（PDF形式及びWord形式）を電子媒体で沖縄県に納品すること。
- (2) 沖縄県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
 - ① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSVファイル（文字コード：UTF-8（BOM無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
 - ② PDFファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
 - ③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

※成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。

※成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。

ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

7 再委託の禁止について

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ甲が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根本的な業務

その他、甲が契約の主たる部分と決定した業務

- (2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

- (3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の 50%を超えない業務

その他、甲が再委託により履行することができると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

○その他、簡易な業務の範囲

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

その他、甲が簡易と決定した業務

7 その他

(1) 業務の遂行に当たっては沖縄県と随時協議を行い、その指示に従うものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、沖縄県と協議するものとする。